

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年5月21日（平成30年（行個）諮問第88号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行個）答申第219号）

事件名：共同相続人が提出した特定被相続人に係る相続税申告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年月日Aに死亡した被相続人特定個人Aの遺産について特定年月日Bに特定個人Bより提出された相続税の申告書」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が別紙1に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（別紙2に掲げる部分を除く。以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月6日付け特定記号第485号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料については省略）。

##### （1）審査請求書

特定年月日Aに死亡した被相続人特定個人Aの遺産については、特定個人Bと審査請求人の2名が相続人となっていますが、特定年月の時点で、特定個人Bから準確定申告用の付表のみが送られてきました。肝心の本表は添付されていなかったため、付表については署名・押印をすることなく、その旨をはがきを書いて送付していました。よって、準確定申告の内容については知ることも出来ず、現在に至っております。

また、特定年月日Bに特定個人Bが当方に通知することなく、共同名義という形で相続税の申告書を特定税務署に提出しています。ただ、これには審査請求人の署名（パソコン入力）のみ、押印はなされていなかったということでした。その結果として、延滞税・加算税が発生する事

態となりました。

特定個人Bに対しては、私の方から「遺産分割調停」を申し立て、昨年3月に調停成立を果たしていますが、その際、申告書の日付けは特定年月日C提出、税務署の收受判なし、特定個人Bと税理士事務所の判もないといった「丸に控」の入ったゴム印が押されたものでした。その後、実際に提出したのは特定年月日Bに提出したことが判明しました。

よって、相続人の一人として、共同で出されたものの閲覧を特定税務署において、要望し、口頭で拒否されたこともあり、改めて、開示請求書を提出しましたが、平成29年12月6日付けでこれも「開示しない」との通知を受けた次第です。

この経緯をご勘案の上、よろしく判断いただきたいと思います。

## (2) 意見書

被相続人特定個人Aの準確定申告書については、相続人である特定個人Bから、特定年月に、「準確定申告」を出すために必要とされる付表のみが、審査請求人宛に送られてきました。本票が添付されていないため、署名押印することはできないとののがきを送っております。その結果として、どのように準確定申告書が作成、提出されたかについては調停の中でも提示されていなかったもので、審査請求人としては、知る由もありません。

(中略)

私も弁護士に相談、依頼して、遺産の分割協議を開始したところに、相手方より、「準確定申告書」を提出したいので、付表に押印、署名して欲しいとの依頼が届きましたが、本票が同封されていなかったため、そのことを指摘した送付拒否のはがきを送付しております。ですから、その後どのような経緯で、特定個人Bが準確定申告書を提出したのか、調停の中で触れられたこともなく、今日に至っている次第であります。

また、調停では、相手方の準備書面の中で、被相続人特定個人Aの遺産について、遺産額が徐々に増えてはきているものの、相続税の申告をすることを全く知らせてきませんでした。そのため、特定税務署からの督促状が送られてきて、初めて提出が行われたことを知った訳であります。(特定個人Bが提出した相続税の申告書については私の押印がなかったため、税務署は受付したものの、その後、税額は特定個人Bの方に返金しているとの弁あり)

準確定申告にしても、相続税の申告にしても、特定個人Bは審査請求人に知らせることなく、提出していることは、被相続人特定個人Aの遺産を知らせたくないという意思が極めて強かったことを示していると思われま。審査請求人は、特定税務署に開示請求をしたのも、被相続人特定個人Aの遺産を知ることは、被相続人特定個人Aの生き様の最期を

知りたいと思ったからであります。

そのことをご勘案されて、相続人の一人として、片方のやったことを知りたいと思うのは当然の行為だと思っていただきたいのです。なぜ、特定個人Bは審査請求人に全容を知らせたくなかったのか。あれ以来、音信不通になっている状況は被相続人特定個人Aの望んだことなのか。そんな思いを持ちつつ、意見書としてまとめましたが、送られてきた通知書は専門用語が多く、その解釈が追いつかずに判断しようがありませんが、結論が違っていただけは理解しました。

特定個人Bが隠し通そうとしたことは、審査請求人に真実を伝えたくないという理由だと思いますが、行為としては、準確定申告についても、相続税の申告についても、共同相続人である審査請求人には連絡しないで、税務署に提出したことは同じであるにも関わらず、なぜ結論が異なるかについては、理解が出来ず、どう解釈すればいいのでしょうか。

(中略)

併せて、必要と思われる書類のコピーを同封いたしますので、判断材料にさせていただければと存じます。

- ※ 1 被相続人特定個人A逝去時における保有資産内容（概要）のコピー
- ※ 2 準確定申告書付表の送付文書のコピー
- ※ 3 調停の中で出されてきた相続税の申告書のコピー 特定月日の日付，署名押印なし
- ※ 4 国税不服審判所特定支所から送付された相続税申告書のコピー 特定月日の日付，特定税務署の收受印あり。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、平成29年12月6日付け特定記号第485号により、本件請求保有個人情報は、その存否を答えることにより、開示請求者以外の特定の個人が相続税の申告書を提出した事実の有無という法14条2号の不開示情報が明らかとなることから、法17条の規定により、本件請求保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、本件開示請求に係る開示請求書がなぜ受理されなかったのか納得できないとして、不服を申し立てているところ、処分庁は、本件開示請求に係る開示請求書を受理した上で、原処分を行っているところであり、本件審査請求の理由としては、本件請求保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否した原処分に納得ができな

いとして、原処分の取り消しを求めているものと解されることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

## 2 原処分の妥当性について

### (1) 法14条2号及び17条の規定について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

ただし、この不開示情報から、①法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、②審査請求人を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報、③公務員等の職務の遂行に係る情報は除かれている。

また、法17条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

### (2) 相続税の申告書の提出手続等について

ア 相続税の申告については、相続等により財産を取得した者は、その被相続人から財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者の相続税の課税価格に係る相続税額があるときは、所定の期間内に被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に課税価格、相続税額等を記載した相続税の申告書を提出しなければならないとされている。

なお、相続税の申告は、各相続人が個別に行うことを原則としているが、相続等により財産を取得した者が任意により共同で作成して一つの申告書で提出することができることとされている。

イ 一般に、相続税の申告において、共同相続人が共同で作成して一つの申告書を提出した場合には、相続税の申告義務が生じた共同相続人の有無、範囲、課税価格、相続税額等について、共同相続人相互に共通認識を有しているのが通常であると認められる。

しかしながら、各共同相続人が別々に申告書を作成して提出した場合には、共同で作成して一つの申告書で提出した場合のように、各共同相続人が各人の相続税の申告義務の有無や課税価格等について、相互に共通認識を有していると直ちに推認することはできない。

### (3) 本件存否情報の法14条2号ただし書イ該当性について

本件請求保有個人情報、その存否を答えることによって、特定個人Bが被相続人特定個人Aに係る相続税の申告書を提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

また、本件存否情報は、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

一方で、審査請求人及び特定個人Bは被相続人特定個人Aの共同相続人であるため、個別事情によっては、本件存否情報が法14条2号ただし書イにいう「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当する余地もあると考えられる。

そこで、本件において、そのような個別事情があったか否かを検討する。

本件においては、審査請求人が、相続税の申告において、特定個人Bと共同で作成して一つの申告書を提出したとは認められないことから、上記（2）イを踏まえると、審査請求人及び特定個人Bが各人の相続税の申告義務の有無や課税価格等について、相互に共通認識を有していると直ちに推認することはできない。

しかしながら、諮問庁において、処分庁を通して本件に係る個別事情の有無について確認したところ、以下のことが判明した。

ア 審査請求人は、処分庁に対し、処分庁の審査請求人に対する別件処分について、国税通則法に基づく再調査の請求を行っている。

イ 上記アの再調査の請求に基づく処分庁における再調査により認められる事実として、特定個人Bが、特定年月日Bに、特定個人Aを被相続人とする特定年月日Aに開始した相続に係る相続税の申告書を処分庁に提出したことが、処分庁が原処分よりも前の時点で審査請求人に通知した再調査決定書に記載されている。

こうしたことから、審査請求人は、原処分段階で、特定個人Bが被相続人特定個人Aに係る相続税の申告書を提出した事実の有無を知り得る状況にあったものと認められる。

したがって、本件存否情報は、慣行として開示請求者が知ることができ、情報に当たり、法14条2号ただし書イに該当するものと認められ、同号の不開示情報に該当しない。

#### （4）原処分の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報につき、その存否を答えるだけで法14条2号の不開示情報が明らかになるとして、法17条の規定により開示請求を拒否した原処分については、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしても不開示情報を開示することとはならないため、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報の存否を明らかにして、下記3

のとおり、改めて開示決定すべきである。

### 3 開示決定について

#### (1) 本件請求保有個人情報記録された文書について

本件請求保有個人情報の記載された、特定個人Bが特定年月日Bに提出した被相続人特定個人A（特定年月日A死亡）に係る相続税の申告書は、第1表、第1表（続）、第2表、第11表、第11の2表、第13表、第15表及び第15表（続）である。

#### (2) 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

上記(1)の各文書においては、次のアからキの部分を除き、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

次のアからキの部分については、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、上記(1)の各文書の他の部分に記載されている情報と照合しても、審査請求人を識別することができる情報であるとは認められないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 「相続税の申告書」（第1表）の「各人の合計」と記載のある列の「※整理番号」欄、①欄から⑦欄及び⑨欄から 欄、「財産を取得した人」と記載のある列のうち「各人の算出税額の計算」欄の「法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額」欄及び「相続税の総額」欄を除く部分、「作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号」欄並びに第1表左上の提出日

イ 「相続税の総額の計算書」（第2表）の「課税価格の合計額」欄のうち④欄、「課税遺産総額」欄のうち④欄、「第1表の『相続税の総額⑦』の計算」欄のうち特定個人Bの氏名が記載されている行の⑥欄及び⑦欄、⑧欄並びに第2表左下余白部分の一部

ウ 「相続税がかかる財産の明細書」（第11表）の1ページの「遺産の分割状況」欄、「財産の明細」欄、「分割が確定した財産」欄、「合計表」欄及び第11表の1ページ左下余白部分の一部

エ 「相続税がかかる財産の明細書」（第11表）2ページの「遺産の分割状況」欄、「財産の明細」欄、「分割が確定した財産」欄、「合計表」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている欄及びその列の①欄から③欄を除く部分並びに第11表の2ページ左下余白部分の一部

オ 「相続時精算課税適用財産の明細書」（第11の2表）の「1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細」欄、「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」欄及び第11の2表左下余白部分の一部

カ 「債務及び葬式費用の明細書」（第13表）の「1 債務の明細」

欄, 「2 葬式費用の明細」欄, 「3 債務及び葬式費用の合計額」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている欄及びその列の①欄から⑦欄を除く部分並びに第13表左下余白部分の一部

キ 「相続財産の種類別価額表」(第15表)の「各人の合計」欄の列の①欄から欄及び「被相続人」欄の下にある「氏名」欄の列

(3) 審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する部分における不開示情報該当性について

上記(1)の各文書に係る審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する部分のうち, 次のアからオに掲げる部分は, 特定個人Bが自ら主張する遺産総額及び相続分に基づいて計算した結果であるから, 審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ, 又は知ることが予定されている情報とは認められず, 法14条2号ただし書イに該当しない。また, 同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 不開示とすべきと認められる。

ア 「相続税の申告書(続)」(第1表(続))の「財産を取得した人」欄のうち, 審査請求人の氏名が記載されている列の「※整理番号」欄, ①欄から⑥欄及び⑧欄から欄

イ 「相続税の総額の計算書」(第2表)の「第1表の『相続税の総額⑦』の計算」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている行の⑥欄及び⑦欄

ウ 「相続税がかかる財産の明細書」(第11表)2ページの「合計表」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている列の①欄から③欄

エ 「債務及び葬式費用の明細書」(第13表)の「3 債務及び葬式費用の合計額」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている列の①欄から⑦欄

オ 「相続財産の種類別価額表(続)」(第15表(続))の審査請求人の氏名が記載されている列の①欄から欄

(4) 結論

以上のことから, 上記(1)の各文書においては, 上記(2)の部分を除き, 審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するが, そのうち上記(3)の部分については, 法14条2号の不開示情報に該当するため, 当該部分を除き開示することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- ① 平成30年5月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年6月7日 審議
- ④ 同月15日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成31年3月7日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月26日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

諮問庁は、本件文書に記録された保有個人情報のうち、別紙2に掲げる部分（以下「本件対象外部分」という。）は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして対象外とし、その余の部分を本件対象保有個人情報として特定した上で、別紙3に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）は法14条2号の不開示情報に該当するとして不開示とすべきとしている。

これに対し、審査請求人は、審査請求人以外の相続人が提出した被相続人である特定個人Aに係る相続税の申告書の全容が知りたいとして、本件対象外部分及び本件不開示部分についても開示を求めているものと解される。

そこで、以下、本件対象保有個人情報を含む本件文書を見分した結果を踏まえ、本件対象外部分及び本件不開示部分に掲げる不開示部分の不開示情報該当性等について、以下検討する。

### 2 本件対象外部分の保有個人情報該当性について

当審査会において見分したところ、本件対象外部分は、審査請求人以外の相続人及び被相続人に係る情報であり、当該相続人の氏名等とともに、同人に係る財産等の価額、課税価格及び納付税額の計算結果等が記載されていることが認められる。

当該部分の記載には、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合しても、審査請求人を識別することができる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分については、審査請求人以外の相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において見分したところ、本件不開示部分は、審査請求人の共同相続人である特定個人Bが提出した相続税の申告書の記載のうち、相続財産を取得した者の一人として氏名が記載されている審査請求人について、当該相続財産の価額（数値）等を記載する部分（数値等部分）である。そして、この数値等部分はそれぞれ審査請求人の氏名等が記録された欄と一体を成すものと認められ、いずれも審査請求人個人に関する



る情報であって、氏名等により当該個人を識別することができるものに該当し、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

- (2) 本件においては、審査請求書及び意見書等によれば、審査請求人は、特定個人Bが作成した被相続人特定個人Aに関する相続税の申告書に押印した事実はなく、また、特定個人Bが被相続人特定個人Aに関する相続税の申告書を特定税務署に提出したことについて、特定個人Bからは知らされていないことから、被相続人特定個人Aに関する相続税の申告書を特定個人Bと共同で作成した事実はないものと認められる。

そうすると、本件不開示部分は特定個人B単独の相続税の申告書の一部であるから、特定個人Bの氏名等が記載された部分と一体として、法14条2号本文前段の審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。そして、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

また、当該部分は、これを開示することにより、特定個人Bの権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、法15条2項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすべきと認められる。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁がその存否を明らかにした上で、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を同号に該当するとして不開示とすべきとしていることについては、本件対象保有個人情報を特定すべきとしていることは妥当であり、諮問庁が不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1 本件請求保有個人情報記録された文書（本件文書）

特定個人 B が特定年月日 B に提出した被相続人特定個人 A（特定年月日 A 死亡）に係る相続税の申告書第 1 表，第 1 表（続），第 2 表，第 1 1 表，第 1 1 の 2 表，第 1 3 表，第 1 5 表及び第 1 5 表（続）

別紙2 諮問庁が審査請求人を本人とする個人情報には該当しないとして不開示とすべきとする部分（本件対象外部分）

- 1 「相続税の申告書」（第1表）の「各人の合計」と記載のある列の「※整理番号」欄，①欄から⑦欄及び⑨欄から欄，「財産を取得した人」と記載のある列のうち「各人の算出税額の計算」欄の「法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額」欄及び「相続税の総額」欄を除く部分，「作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号」欄並びに第1表左上の提出日
- 2 「相続税の総額の計算書」（第2表）の「課税価格の合計額」欄のうち④欄，「課税遺産総額」欄のうち③欄，「第1表の『相続税の総額⑦』の計算」欄のうち特定個人Bの氏名が記載されている行の⑥欄及び⑦欄，⑧欄並びに第2表左下余白部分の一部
- 3 「相続税がかかる財産の明細書」（第11表）の1ページの「遺産の分割状況」欄，「財産の明細」欄，「分割が確定した財産」欄，「合計表」欄及び第11表の1ページ左下余白部分の一部
- 4 「相続税がかかる財産の明細書」（第11表）2ページの「遺産の分割状況」欄，「財産の明細」欄，「分割が確定した財産」欄，「合計表」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている欄及びその列の①欄から③欄を除く部分並びに第11表の2ページ左下余白部分の一部
- 5 「相続時精算課税適用財産の明細書」（第11の2表）の「1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細」欄，「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」欄及び第11の2表左下余白部分の一部
- 6 「債務及び葬式費用の明細書」（第13表）の「1 債務の明細」欄，「2 葬式費用の明細」欄，「3 債務及び葬式費用の合計額」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている欄及びその列の①欄から⑦欄を除く部分並びに第13表左下余白部分の一部
- 7 「相続財産の種類別価額表」（第15表）の「各人の合計」欄の列の①欄から欄及び「被相続人」欄の下にある「氏名」欄の列

別紙3 諮問庁が審査請求人を本人とする個人情報に該当するとして特定するが、法14条2号に該当し不開示とすべきとする部分（本件不開示部分）

- 1 「相続税の申告書（続）」（第1表（続））の「財産を取得した人」欄のうち、審査請求人の氏名が記載されている列の「※整理番号」欄、①欄から⑥欄及び⑧欄から 欄
- 2 「相続税の総額の計算書」（第2表）の「第1表の『相続税の総額⑦』の計算」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている行の⑥欄及び⑦欄
- 3 「相続税がかかる財産の明細書」（第11表）2ページの「合計表」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている列の①欄から③欄
- 4 「債務及び葬式費用の明細書」（第13表）の「3 債務及び葬式費用の合計額」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている列の①欄から⑦欄
- 5 「相続財産の種類別価額表（続）」（第15表（続））の審査請求人の氏名が記載されている列の①欄から 欄